

※但し制度改正により金額が変更と
なることがあります



要介護度	介護保険給付対象				介護保険給付対象外	利用者負担額		介護職員処遇改善加算Ⅱ
	施設サービス費	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	入浴介助加算	個別機能訓練加算 Ⅰ	食事代 (1日)	合計 (1日)		
要介護1	648	6	50	46	500	1,250	介護保険自己負担額に4.3%を乗じた金額となります	
要介護2	765	6	50	46	500	1,367		
要介護3	887	6	50	46	500	1,489		
要介護4	1,008	6	50	46	500	1,610		
要介護5	1,130	6	50	46	500	1,732		

介護予防	介護保険給付対象			介護保険給付対象外	利用者負担額		介護職員処遇改善 加算Ⅱ
	施設サービス費 (月額)	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	運動機能向上加算	食費	合計(月額) ※食費のみ日数		
要支援1	1,655	24	225	500	2,404	4.3%を乗じた金額となります	
要支援2	3,393	48	225	500	4,166		

理容代(ハッピー号)	実費(月に1度委託で行います)
------------	-----------------

※送迎無しの場合は、片道47円を減算いたします。



◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	1割負担
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)	1割負担
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)	1割負担
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)	負担割合証に基づく額

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)



詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。